

第11回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和8年1月20日(火) 15時30分～16時50分
- 2 場 所 市役所車庫棟会議室2・3
- 3 議 事 議案第1号 農地法第5条の規定による許可について
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について
協議事項(1) 久慈農業振興地域整備計画の変更について
協議事項(2) 令和8年度農業労賃標準額検討委員会の設置について
報告事項(1) 農地改良等届出書の提出について
報告事項(2) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(3) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 27名(別添名簿のとおり)
- | | | |
|-----|------|------|
| 事務局 | 事務局長 | 澤口紀子 |
| | 農地係長 | 大道学 |
| | 主任 | 長代美穂 |
| 農政課 | 主査 | 大崎純 |

第11回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	

5 会議の内容

	発言主旨
15 : 30 開会 会長	ただ今から、令和 7 年度第 11 回久慈市農業委員会議を開会いたします。 (会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員をお知らせします。1 番外里委員、大上推進委員、佐藤推進委員より欠席通告がありましたので、ご報告いたします。以上です。
会長	<p>それではこれより議事に入ります。議事録署名委員及び会議の書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第 10 条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしということですので、議事録署名委員には 7 番鹿糠勇委員、8 番内久保委員、お願いします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第 1 号につきましては、農業委員会法第 31 条の規定、議事参与の制限により、議案の申請者であります当職が退席します。よって内久保会長職務代理者に議事の進行をお願いいたします。</p> <p>(田村会長 退室)</p>
内久保委員	それでは、私が進行を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いします。議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可について議題といたします。事務局より説明をお願いします。
長代主任	議案第 1 号に入る前に、皆様に通知で送っていた通知文には、第 1 号が 3 条となっていたんですが、取り消しになりましたので、議案第 1 号は 5 条となります。議案に入らせていただきます。議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可についてです。付議番号 1 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由はそれぞれ記載の通りとなっております。本申請地ですが、現在、岩手県土木部が行っている、小屋畑川及び長内川の河川改修事業において発生する残土を仮置きするための一時転用となります。契約内容は、令和 8 年 2 月から令和 9 年 3 月までの 1 年間、使用貸借となっております。申請地は農振農用地区域内となりますが、3 年以内の一時転用の場合は、農振除外せず、転用が認められていること

	発言主旨
	から、申請に至ったものです。また今回の一時転用について、農業振興地域整備計画に影響がないことを、農政課より確認しております。以上で議案第 1 号の事務局からの説明を終わります。
内久保委員	事務局の説明が終わりました。次に現地調査委員からの報告をお願いします。小倉推進委員。
小倉推進委員	農地法第 5 条について調査した結果をご報告申し上げます。去る 16 日、事務局 2 名、内久保委員、私と計 4 名で現地調査をして参りました。場所は、侍浜町でございます。東側に牛舎がございますが、北側にある放牧場の一部が今回の申請地です。土砂を一時保管するというので、我々としては何ら問題ないものと見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
内久保委員	議案第 1 号につきまして事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を受け付けます。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	一時転用は 3 年以内なので問題ないという説明だったんですが、これいつからいつまでの期間ですか。
長代主任	期間は令和 8 年 2 月から令和 9 年 3 月までの 1 年間と伺っております。
内久保委員	よろしいでしょうか。その他ございませんか。 (「なし」の声) それでは採決いたします。議案第 1 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。議案第 1 号に係る審議は以上でございます。進行にご協力ありがとうございました。田村会長の入室をお願いします。 (田村会長 入室)
会長	それでは議事を進行します。議案第 2 号農地法の適用外証明願ひについてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。

	発言主旨
長代主任	<p>議案第 2 号、農地法の適用外証明願いについてです。付議番号 1、土地の表示、願出人は記載の通りです。本申請地の地籍図が 4 ページにございますが、右側の方の斜線部分が、今回の申請地になります。地籍図の斜線の中の白枠の部分、地番〇-〇は宅地ですが、住宅を建てた昭和 44 年ごろから、農地と思わずに庭として利用し続けていたということです。現在の所有者は、相続で取得したとのことです。</p> <p>付議番号 2、土地の表示、願出人は記載の通りです。住宅を建てた平成 6 年ごろから、本申請地についても農地だと思わず駐車場として利用しており、現在の所有者に相続されたということで、適用外証明願いが提出されております。</p> <p>付議番号 3 番、土地の表示、願出人は記載の通りとなっております。平成 12 年ごろから耕作放棄され始め、その後、今回の申請人が相続により取得したとのことですが、そのまま耕作等せず、山林化が進んでしまったため、適用外証明願いを申請するものとなります。以上で議案第 2 号の事務局からの説明を終わります。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査員からの報告をお願いします。内久保委員お願いいたします。
内久保委員	<p>付議番号 1、2、3 について報告させていただきます。令和 8 年 1 月 16 日、小倉推進委員、事務局 2 名、私の 4 名で現地を調査させていただきました。付議番号 1 番、場所は国道 45 号から右折し、〇〇バス停先の住宅地の中でした。農地というよりは、立派な庭木があり、反対側には別の建物も建っておりました。やむを得ないものと思って参りました。付議番号 2 番、〇〇のすぐ近くの住宅地の中です。なぜ住宅建築の際に変更しなかったのか、というのは理解に苦しみますが、30 年以上経過しており、周りもみんな住宅地ですので、やむを得ないものと思っております。</p> <p>付議番号 3、夏井町の山手側になります。〇〇の資材置き場の前が申請地になります。現況ですが、樹齢は 30 年ぐらい経っていきそうな松や雑木等の山林地帯です。これもやむを得ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。</p>
会長	<p>議案第 2 号について、事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 2 号について、特に意見</p>

	発言主旨
	<p>がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは意見がないものとして決しました。次の議案は、農業委員会法第 31 条の規定、議事参与の制限により、6 番宇部文人委員、12 番宇部慎二委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(宇部文人委員、宇部慎二委員 退室)</p> <p>それでは、議案第 3 号農地利用集積促進計画案についてを議題とします。事務局より議案の説明願います。</p>
大道係長	<p>議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案が提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。10 ページをご覧ください。こちらが促進計画となります。農地中間管理機構を通じて農地の賃借を行うものとなります。農地の譲渡人、譲受人は記載の通りとなります。今回は 3 件、13 筆について農地中間管理機構を通しまして、賃貸借権を設定しようとするものであります。譲受人は記載の通り、水田または畑として利用するものと伺っております。以上で議案第 3 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第 3 号について、質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>なしという意見です。議案第 3 号について特に意見がないものとして決しました。宇部文人委員、宇部慎二委員、入室をお願いいたします。</p> <p>(宇部文人委員、宇部慎二委員 入室)</p> <p>それでは協議事項 (1) 久慈農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。農政課、大崎主査お願いいたします。</p>
農政課大崎主査	<p>農政課の大崎と申します。久慈農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。今回の変更では、1 件の農用地区域の除外の申請があったことから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様のご意見を求めるため、本会議に協議事項として提出しております。なお、いただいた意見をもとに、後日事務局より書面にて回答をいただくこととしております。</p> <p>1、農用地利用計画の変更概要</p> <p>(2) 農用地利用計画の変更 田〇〇ha 減少の計画となっております。</p>

発言主旨	
	<p>内訳として駐車場整備〇〇㎡、農用地区域からの除外一覧 5 筆の所在地を記載しております。</p> <p>事業計画概要書についてご説明します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、事業計画者、株式会社〇〇 2、事業目的、駐車場 3、事業概要 駐車場の拡充を行うもの 4、事業計画地、所在地、地権者は記載の通りとなっております。 <p>詳細農地利用計画図についてご説明します。</p> <p>申請箇所は〇〇前の休耕地となっている水田となります。青線で囲った 5 筆について、農用地区域から除外する計画となっております。なお、赤枠で囲った 4 筆については、農用地区域以外で、比較検討を行った土地となっております。</p> <p>農用地区域からの除外に関する検討表をご覧ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、(1) 必要性、事業計画者が事業規模の拡充及び従業員数の増加により駐車場が不足することから、当該土地を駐車場として整備するものであり、従業員等の利便性や既設駐車場との近接状況、市道とのアクセス、作業効率、土地所有者の意向、工場からの位置を考慮したものであります。 (2) 代替性、農用地区域以外の土地を検討しましたが、工場から距離があることや、市道への接続の問題、地権者との交渉の問題があり、農用地区域以外での事業実施が困難であることから、既存の駐車場に拡張する形で当該土地を事業計画地としたものであります。 <ol style="list-style-type: none"> 2、周辺部の状況を示しておりますが、除外する農用地は現況が休耕田であり、北側は市道、西側は既存駐車場、他は田に隣接する土地となり、周辺農地への影響や残存農地の分断は生じておりません。 3、農用地の利用集積に対する支障の有無について示しておりますが、対象地は認定農業者の所有地、耕作地では無いこと、農用地利用集積計画の対象農地ではないため影響は無いことを確認しております。 6、農地法上での位置付けについて示しておりますが、申請箇所は第 2 種農地に該当し、転用行為について代替地がない場合許可するものであることを、農業委員会事務局から確認しております。 7、他法令の規制について、農振除外の完了後に農地法第 5 条の申請手続きをする予定となっております。10 ページ以降は、事業申請者から提出のあった書類等となっております、説明は省略させていただきます。以上で説明を終了いたします。 <p>協議事項 (1) 1 について質問等ございますか。</p>

会長

	発言主旨
	(鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	これは駐車場になると思うんですが、排水路といいますか、雨水はどこにどういうふうにつなぐのですか。
農政課大崎主査	排水につきましては、当方で確認がまだできてないところです。水路の工事等を別途行う話は伺ってないところです。
鹿糠勇委員	雨水はすごく多いと思うんですよ。全部駐車場になれば、現在でも大分雨水が用水路に入っていますからね。用水路が溢れてしまうかもしれない。許可してしまえば、土地改良区が入っても、後手になってどうしようもなくなってしまいます。
農政課大崎主査	20 ページ事業計画書 (6) 被害防除計画 ハ) 土砂流出防除、雨水及び土砂等の流出を防止するために、舗装仕上げとし車道側に敷地勾配を設け農地への流出を防止する。また車道側に流れた雨水は道路横断の後、当社所有の緑地へ放流し周辺水路への負荷の軽減を図る。このような計画で進める予定となっております。
鹿糠勇委員	現在の計画図面はないんですか。
農政課大崎主査	工事の図面につきましては、まだいただいておりませんので、今お示しできる資料につきましては、21 ページにもありますように、どこの場所をやるかという計画資料のみとなっております。 (城内推進委員 挙手)
会長	城内推進委員。
城内推進委員	私たちも現場を見る機会を作るべきじゃないですか。農政課の説明はあまりにも簡単すぎて、現場を知りうる者からすれば、当然疑問がわくだろうし、許可する前にしかるべき対策をするということが必要ではないでしょうか。
農政課大崎主査	少し検討する時間をください。 (小倉推進委員 挙手)

	発言主旨
会長	小倉推進委員、お願いします。
小倉推進委員	私の見解では、(5) 用排水計画、イ) 取水方法は「該当なし」なのでそれはつけない。そのために排水処理「該当なし」となっている。雨水に関しては(6) ハ) 土砂流出防除の項目が該当するんじゃないですか。 (松野下推進委員 挙手)
会長	松野下推進委員。
松野下推進委員	私も(6) ハ) 土砂流出防除が該当すると思いますが、図面の中に雨水処理のU字溝、排水路等の記載がないようですが、あれば明確になるだろうし、なければ畑とか田んぼの方に流れないように傾斜をつけるとはなっていますが、5反部もの面積に傾斜つけただけでは、大雨が降ったら大変な量になるわけです。図面で明確に示してもらって、農政課は農振解除するかどうかを審査しなければならないので、ぜひ計画図面を提出してもらおうようにしていただきたい。
会長	皆さんから、いろいろなご意見をいただきました。そのご意見等を反映させるように、今回は一旦保留としてよろしいですか。
農政課大崎主査	本日は貴重なご意見、大変ありがとうございました。事業計画書に記載されている土砂流出防除の文面ですが、具体的にどのような計画になるのか図面等入手し、また来月お諮りをいただく機会をいただきたいと思います。
会長	来月の総会に継続審議としてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
米澤委員	現地調査もした方がいいのではないですか。
会長	農政課で、今の部分を確認しながら、農業委員会での現地調査が必要ということであれば、対応することとしたいと思いますので、よろしくお願いします。 (鹿糠勇委員 挙手)
鹿糠勇委員	9 ページの検討地になっている 4 カ所ですが、ここは以前、農業委員会です許可した田んぼなんです。緑化地帯に使うということで残土を入れ

	発言主旨
	ているようですが、そのまま荒地になっています。いつごろまでにできるのか、使うのか使用方法を聞いてもらいたい。
会長	農業委員会です許可しているのであれば、農業委員会として確認をした方がいいのではないのでしょうか。
鹿糠勇委員	今の〇〇を建てる時に、緑地帯に使うということで申請しているわけですから、ぜひ確認はしていただきたいです。よろしくお願いします。
会長	農業委員会として、問い合わせをしたいと思います。農政課大崎主査はここで退室となります。ありがとうございました。 (農政課大崎主査 退室) それでは、協議事項(2)令和8年度農業労賃標準額検討委員会の設置についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
大道係長	協議事項(2)令和8年度農業労賃標準額検討委員会の設置について説明させていただきます。農業労賃標準額検討委員会の設置について、本年度も、効率的かつ専門的なご審議をいただきたく、提案させていただきます。別紙記載の皆様ですが、前年度もお引き受けいただいております。今年度もお願いしたいと考えております。なお、皆様には事前に事務局で打診させていただき、立候補者がいない場合はお引受け下さるとの了解をいただいております。ご協議のほどよろしくお願いいたします。
会長	ただいまの説明について、質問等ございますか。 (「なし」の声) それでは、質疑を打ち切ります。農業労賃標準額検討委員会の設置及び委員について、資料の通りとさせていただきます。 (「異議なし」の声) ありがとうございます。意見がないものとして決定しました。委員となった皆さんは、2月13日の検討委員会に出席をよろしくお願いいたします。次に報告事項(1)農地改良等届出書の提出についてを議題とします。長代主任をお願いします。
長代主任	報告事項(1)農地改良等届出書の提出についてご報告いたします。土地の表示、申請人、届出事由は記載の通りとなっております。届出事由ですが、畑の嵩上げのためとなっております。完了予定日は、今年5月末となっております。以上で報告事項(1)を終わります。

	発言主旨
会長	事務局からの報告が終わりました。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	農地改良届出書の問題で、始末書も出た経緯もあったわけですが、農業委員、推進委員の現地調査をしているのか、事務局が確認しているのか、その状況をお聞かせください。
長代主任	農地改良届出書の提出の際は、直近の写真を添付して提出してもらうことになっており、今回も現地の写真の提出をいただいておりますので、現地調査は行っていないということになります。この間のように、疑問があったところについては、毎月の現地調査の時に見に行くということにしております。
会長	よろしいでしょうか。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	申請があった時には、写真を見るだけではなく、事務局だけでも現地確認をすることが、次に問題を起こさないということになると思いますので、現場を見て欲しいと思いますが、いかがでしょうか。
長代主任	わかりました。農地改良届出書はあくまでも届出なので、写真添付でいいということでやっていましたが、疑問がある届出は現地調査をしていました。今後は現地調査をする方向で検討したいと思います。
会長	よろしくお願いします。それでは報告事項 (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出書の提出についてを議題とします。
長代主任	報告事項 (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出についてです。14 ページ、15 ページにわたって、全部で 8 件あり、届出事由はすべて相続によるものとなっております。以上で報告事項 (2) を終わります。
会長	次に、報告事項 (3) 会務報告について説明願います。澤口局長お願いします。

	発言主旨
局長	(会務報告)
会長	次にその他でございますが、皆さんから何かございましたらお願いいたします。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	先日、二戸で行われたブロック別研修会に参加しました。資料の中に東北農政局による広域営農者リストが作成されているとありました。私たちには地域の実態を調査させて、国はすでに地域広域営農サービス等を作っていくという考えを持っている、ということを知りました。こういった資料は農業委員会あるいは農政課には来ていませんか。
会長	局長、お願いします。
局長	城内推進委員がおっしゃられたリストというものは、農業委員会には届いてないところです。農政課に届いているかは確認します。
城内推進委員	お願いします。
会長	他にございませんでしょうか。 (「なし」の声) なければ事務局から何かありますか。 ないようですので、以上をもちまして第 11 回久慈農業委員会議を終了いたします。大変ご苦勞さまでございました。
16 : 50 閉会	